

工場・事業場排水

と下水道



神戸市

2024年4月

はじめに

私たちの生活環境を守り、河川や海などの自然環境をきれいに保つために、下水道は大きな役割を果たしています。

しかし、工場・事業場排水のなかには、下水道の施設や処理機能を損なう物質や、下水処理場では処理できずにそのまま放流されて自然環境に悪い影響を及ぼす物質が含まれる場合があります。

このような物質については、下水道法及び神戸市下水道条例により厳しく規制されています。このパンフレットは、工場・事業場排水を下水道へ流すときのルールを説明したものです。

目 次

1	下水道の役割	1
2	水質汚濁に関する水質の基準	2
	＜神戸市における処理区＞	3
3	排除基準（水質規制値）	4
4	排除基準に違反した場合（罰則と命令等）	6
5	特定施設	7
6	排除基準を守るために	
	（1）排水の把握をしてください	8
	（2）除害措置（汚濁物質を取り除く対策）を講じてください	8
	（3）排水管理体制を確立してください	9
	＜水質の測定について＞	10
7	届出	
	（1）特定施設の設置等に係る届出	12
	（2）公共下水道使用開始(変更)届	13
	（3）排水処理施設の設置に関する届出	14
	（4）排水管理責任者に関する届出	14
8	神戸市における事業場の監視	15
9	水質使用料制度	16
10	下水道の使用にあたって	
	（1）排水設備	18
	（2）下水道使用料	18
11	排水処理施設設置に対する融資制度等	
	（1）資金融資制度	19
	（2）税金の優遇措置	19
	（参考）分析機関	20
12	特定施設一覧	21

1 下水道の役割

下水道は、都市に必要不可欠な施設として、次のような役割を持っています。

周辺環境の改善

- 蚊・ハエや悪臭を防ぎ、衛生的な生活が営めるようになります。
- 水洗トイレが使えるようになり快適な生活を送ることができます。

雨水の排除（浸水の防除）

- 降った雨をすばやく海や川に流して、浸水から街を守ります。

水質の保全

- 汚れた水をきれいにして海や川に返すことで、きれいな水辺をつくれます。

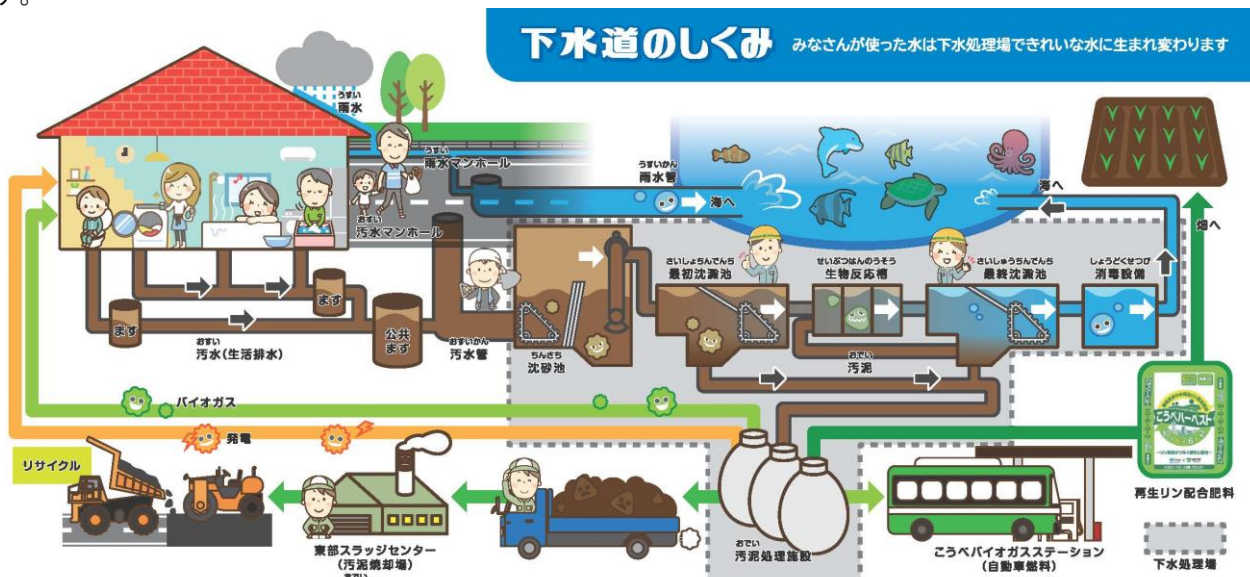
資源・エネルギーの有効利用

- 下水処理水や、処理によって発生した汚泥・ガスを有効活用します。

以上のように下水道は、人間の生活や事業活動により発生した汚水を、受け入れ処理し、再び清澄な水として公共用水域に還元するという重大な役割を果たしている施設です。

～汚水の処理～

- ・ 污水管を経て下水処理場に集められた汚水は、最初沈殿池で食品くずや繊維分などの固形物を沈めたあと、生物反応槽で微生物の働きにより、よごれが取り除かれます。
- ・ 神戸市では、汚泥はすべて嫌気性消化により減量化したのち、脱水し、東部スラッジセンターへ運搬して、焼却しています。
- ・ 発生する消化ガスは、発電用や自動車燃料として活用しています。また、汚泥に含まれるりん酸を回収して肥料の原料として販売したり、焼却灰をアスファルトの原料として利用したりしています。



2 水質汚濁に関する水質の基準

1. 環境基準（環境基本法）

人の健康の保護と生活環境の保全のために維持されることが望ましい基準として、公共用水域（海域・河川・湖沼）に定められています。すなわち、個々の工場・事業場からの汚染物質の排出によって生じる環境の悪化に対する改善目標を示しています。

2. 排水基準（水質汚濁防止法）

環境基準が、水域の改善目標であるのに対して、排水基準は個々の工場・事業場に対する規制の基準です。排水基準の対象となるのは特定施設を設置する工場・事業場（特定事業場）から公共用水域に排出される水に対してです。全国一律基準と、都道府県知事が定める上乗せ基準があります。

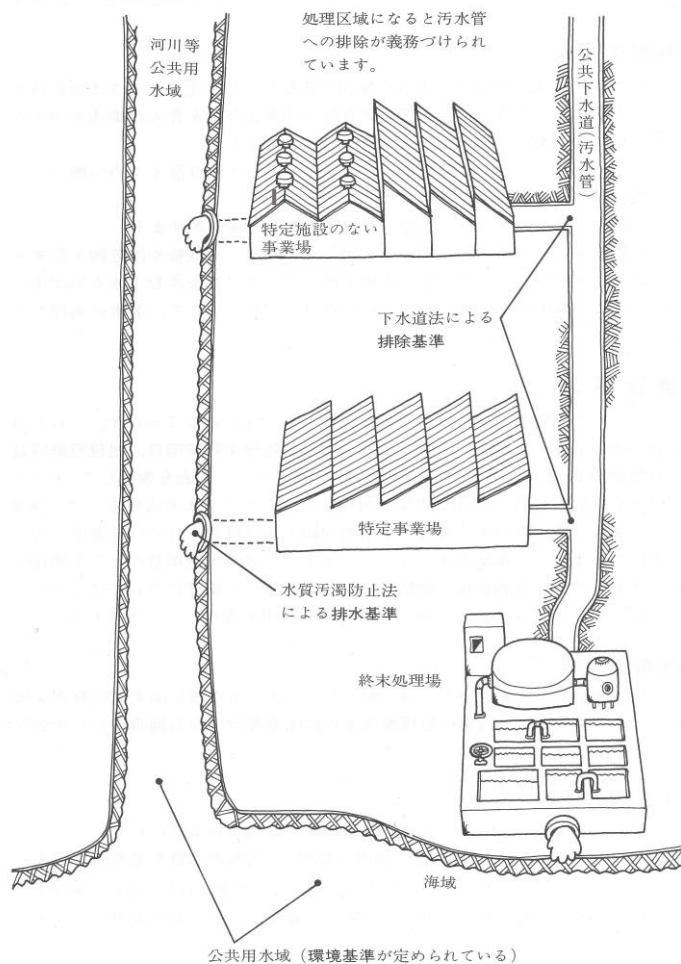
3. 排除基準（下水道法）

排除基準は個々の工場・事業場が使用した水を下水道の污水管に排出する場合の基準です。

下水道へ排水を流すことを「排除」といい、水質規制値を「排除基準」と呼びます。

下水道法で定められている基準と、神戸市が独自に条例で定める基準があります。

工場排水の排出先と規制法



排除基準の詳しい内容 . . . 4,5 ページへ

特定施設とは

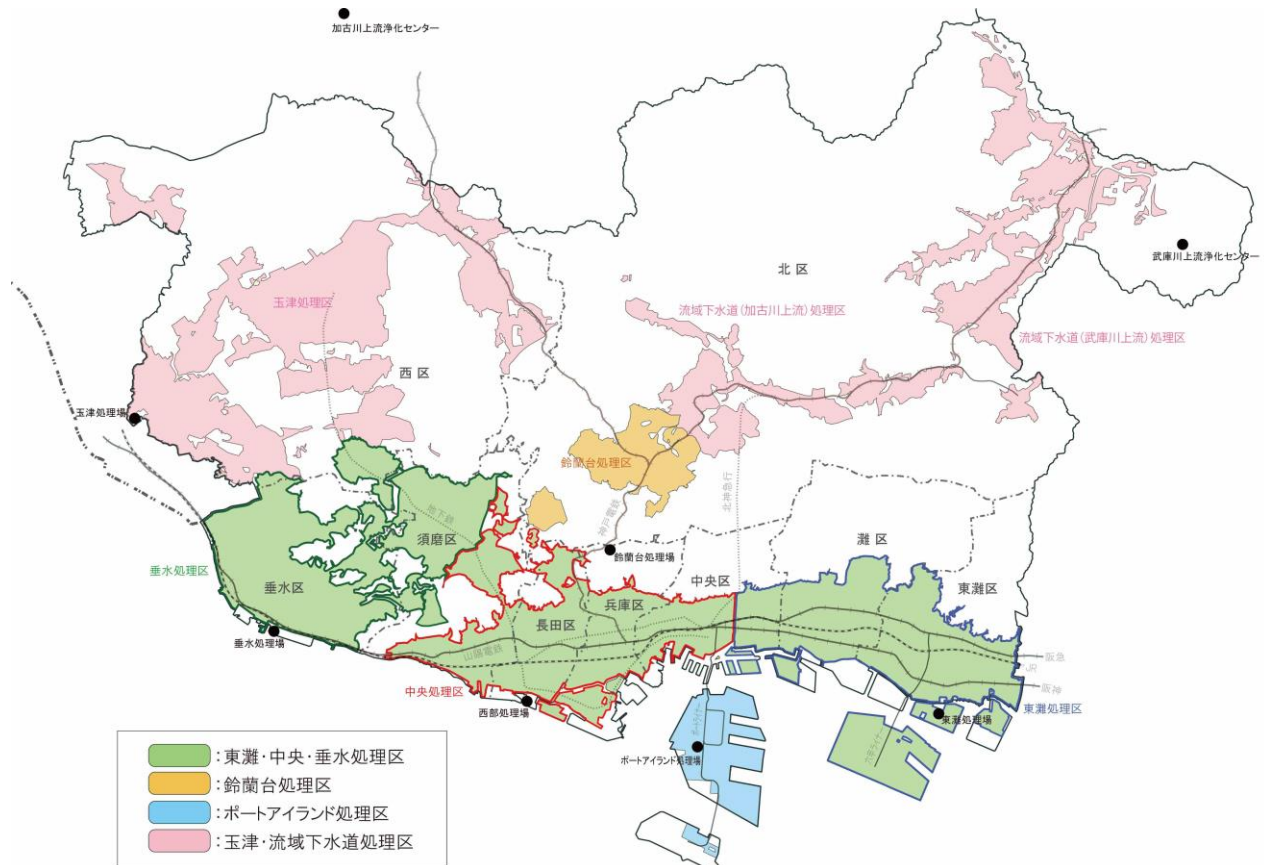
人の健康及び生活環境に被害を生じるおそれがある物質を含む汚水や廃液を排出する施設として、水質汚濁防止法・ダイオキシン類対策特別措置法で定められた施設です。

詳しくは「5 特定施設」(7 ページ)をご覧ください。

<神戸市における処理区>

下水道が整備され、排水を下水処理場（終末処理場）で処理できるようになった区域を、下水処理区域といいます。神戸市には処理場が8つあり、排水がどの処理場に流れるかにより、下水処理区域は8つの処理区に分かれます。

処理区により排除基準（4.5 ページ）が異なります。下の概略図は排除基準が同じである処理区ごとに色分けしたものです。詳しくはお問い合わせください（下水道部計画課事業場排水指導担当 ☎078-806-8916）。



	処理区	下水処理場	おおよその区域
■	東灘	東灘処理場	東灘区・灘区・中央区の一部
	中央	西部処理場	中央区の一部・兵庫区・長田区・須磨区の一部・北区の一部
	垂水	垂水処理場	須磨区の一部・垂水区・西区の一部
■	鈴蘭台	鈴蘭台処理場	北区の一部
■	ポートアイランド	ポートアイランド処理場	中央区(ポートアイランド・神戸空港島)
■	玉津	玉津処理場	西区の一部
	流域下水道(武庫川上流)	武庫川上流浄化センター	北区の一部
	流域下水道(加古川上流)	加古川上流浄化センター	北区の一部

3 排除基準（水質規制値）

神戸市においては、以下に掲げる排除基準に適合しない排水を、下水道へ流してはいけません。

処理施設の設置等により排除基準に適合させ、下水道に流してください（神戸市下水道条例第 11 条の 2、第 11 条の 3）。特定事業場が排除基準に適合しない排水を流した場合、罰則を科せられる場合があります（下水道法第 12 条の 2）。

① 人の健康に係る被害を生ずる恐れのある項目：放流先の処理場にかかる排水基準がそのまま適用されます。

	項目	排除基準			
		東灘・中央・垂水処理区	鈴蘭台処理区	ポトアイランド処理区	玉津・流域下水道処理区
1	カドミウム及びその化合物	0.03			
2	シアン化合物	0.7		0.3	
3	有機燐化合物	0.7		0.3	
4	鉛及びその化合物	0.1			
5	六価クロム化合物	0.2		0.1	
6	砒素及びその化合物	0.1		0.05	
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005			
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと			
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003			
10	トリクロロエチレン	0.1			
11	テトラクロロエチレン	0.1			
12	ジクロロメタン	0.2			
13	四塩化炭素	0.02			
14	1,2-ジクロロエタン	0.04			
15	1,1-ジクロロエチレン	1			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4			
17	1,1,1-トリクロロエタン	3			
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06			
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02			
20	チウラム	0.06			
21	シマジン	0.03			
22	チオベンカルブ	0.2			
23	ベンゼン	0.1			
24	セレン及びその化合物	0.1			
25	ほう素及びその化合物	230	10	230	10
26	ふつ素及びその化合物	15	8	15	8
27	1,4-ジオキサン	0.5			
28	ダイオキシン類（pg-TEQ/L 以下）	10			

単位：mg/L 以下（ダイオキシン類除く）

② 生活環境に係る被害を生ずる恐れのある項目：放流先の処理場にかかる排水基準がそのまま適用されます。

	項目	排除基準			
		東灘・中央・垂水処理区	鈴蘭台処理区	ポトアイランド処理区	玉津・流域下水道処理区
1	フェノール類	5			
2	銅及びその化合物	3			
3	亜鉛及びその化合物	2			
4	鉄及びその化合物（溶解性）	10			
5	マンガン及びその化合物（溶解性）	10			
6	クロム及びその化合物	2			

単位：mg/L 以下

③ 下水処理場に負荷をかける項目：主に処理場で処理の対象となる汚れに関する基準です。神戸市が条例で値を定めています。

	項目	排除基準			
		東灘・中央・垂水処理区	鈴蘭台処理区	ポトアイランド処理区	玉津・流域下水道処理区
1	水素イオン濃度（pH）	5を超え9未満			
2	○生物化学的酸素要求量（BOD）	2000			
3	○浮遊物質（SS）	2000			
4	ルマルヘキサン抽出物質	○イ.動植物油脂類含有量	150		
		口.鉍油類含有量	5		
5	*窒素含有量	1200	600	600	1200
6	*燐含有量	160	80	80	160

単位：mg/L 以下（pH以外）

（備考）○は、月排水量が500m³以下の事業場には適用されません。なお、月排水量が500m³を超える事業場は水質使用料制度の対象となる場合があります（16ページ参照）。

*は、日排水量が50m³未満の事業場には適用されません。

④ 施設を損傷する恐れのある項目

	項目	排除基準			
		東灘・中央・垂水処理区	鈴蘭台処理区	ポトアイランド処理区	玉津・流域下水道処理区
1	温度	45℃未満			
2	沃素消費量	220 mg/L 未満			

・一部の業種（水質汚濁防止法での排水基準「適用除外」「暫定基準」対象業種等）については、上述の排除基準にかかわらず、基準が適用されない場合や、暫定的に緩やかな基準が適用される場合があります。詳しくはお問い合わせください。（下水道部計画課事業場排水指導担当 ☎078-806-8916）

これら排除基準を守ることができなかったら・・・


次ページへ


4 排除基準に違反した場合（罰則と命令等）

排除基準に違反したときや違反のおそれがあるときには、命令や指示を受ける場合があります。また、罰則を科せられる場合があります。

《規制の根拠》

項目(4, 5ページ参照)		排水量		
		0m ³ /日以上	30m ³ /日以上	50m ³ /日以上
1	人の健康に係る被害を生ずる恐れのある項目			
2	生活環境に係る被害を生ずる恐れのある項目 (処理不能)			
3	下水処理場負荷項目 (処理可能)	pH、鉍油		
		BOD、SS、動植物油脂	500m ³ /月を超える 場合	
		窒素含有量、燐含有量		
4	施設損傷項目			

 下水道法による規制(特定事業場のみ) ⇒ 直罰対象*

 神戸市下水道条例による規制

* 直罰とは、排除基準に違反したときに神戸市からの行政処分(命令)を待つことなく、直ちに罰則の対象となることを意味します。

《行政処分(命令)および罰則》

違反の種類	行政処分	罰則
下水道法違反またはおそれ	<ul style="list-style-type: none"> 改善命令 特定施設の使用停止命令 下水の排除停止命令 (根拠: 下水道法37条の2)	<ul style="list-style-type: none"> 6月以下の懲役または50万円以下の罰金(故意の場合) 3月以下の禁錮または20万円以下の罰金(過失の場合) (根拠: 下水道法第46条)
下水道条例違反	<ul style="list-style-type: none"> 排水処理施設の設置等の指示または命令 排水処理施設の改善の指示または命令 汚水の排除の一時停止命令 (根拠: 下水道法38条第1項)	—
命令に違反	—	<ul style="list-style-type: none"> 1年以下の懲役または100万円以下の罰金 (根拠: 下水道法45条、50条)

上記以外に、このような罰則もあります。

両罰規定：直罰基準違反や改善命令違反等の下水道法の違反を行った場合、違反行為を行った者が罰せられるほか、法人(個人営業の場合は営業主)に対しても罰金刑が科されます。

報告義務に対する違反：排除基準の違反原因や講じた対策、未届出のことがら等について、報告を徴収することがあります。(下水道法第39条の2)

報告を拒んだり虚偽の報告を行ったりした場合には罰則が科されます。(下水道法第49条)

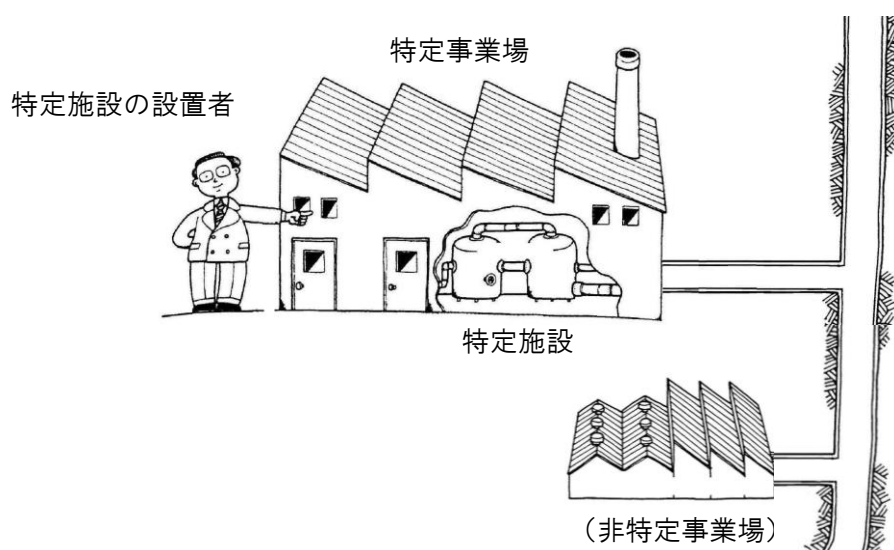
5 特定施設

「特定施設」とは、人の健康及び生活環境に被害を生じるおそれがある物質を含む汚水や廃液を排出する施設として、水質汚濁防止法・ダイオキシン類対策特別措置法で定められた施設です（特定施設を設置している事業場を「特定事業場」と呼びます）。

特定施設の一覧は、21 ページ以降に掲載しています。

特定施設の設置者には、届出の義務があります（12 ページ）。特定施設の設置や構造等の変更を計画された場合は、できるだけ早く下水道部計画課事業場排水指導担当（☎078-806-8916）までご相談ください。

特定施設は排水の規制が必要な施設として定められたものですが、特定施設以外にも規制が必要な汚水や廃液を排出する施設・工程は、当然存在します。そのため、特定施設の有無にかかわらず、排水の処理施設が必要となる場合があります。



なお、神戸市内には、つぎの特定施設が多く設置されていますので参考にしてください。

特定施設番号	主な業種	施設の一般的な名称
3	かまぼこ製造・佃煮製造業	カッター, 煮釜等
10	酒造	洗米機, 洗びん施設等
16	製めん所	煮釜
17	豆腐店・煮豆製造業	煮釜
23-2	印刷所	自動現像機, 自動製版機
65	金属表面処理業	表面処理施設
66	めっき工業	めっき槽
66-3	旅館・ホテル	風呂(温泉)等
66-6	飲食店(総床面積 420m ² 以上)	ちゅう房
67	クリーニング店	洗濯機
68	写真店	自動現像機
68-2	病院(病床数 300 床以上)	ちゅう房, 流し等
71	ガソリンスタンド	自動洗車機
71-2	研究機関	流し, ドラフト等

6 排除基準を守るために

1. 排水の把握をしてください

排除基準を守るためには、まず自社の排水の水量と水質の把握を十分に行うことが重要です。排水の把握には、作業内容や処理施設の状態を考慮し、作業工程ごとの排水や下水に排除する排水を実際に採取して水質分析を行うことが必要となります。

なお、分析結果等について、定期的に報告を徴収することがあります(神戸市下水道条例第24条)。また、特定事業場には水質の測定と記録が義務付けられています(下水道法第12条の12)。排水の記録・測定頻度等については10,11ページを参考として下さい。

2. 除害措置(汚濁物質を取り除く対策)を講じてください

①発生源の対策

汚水の発生源で汚濁物質を取り除くことは、最も優先すべき対策です。

- (1) 製造方法・工程等を工夫する。
- (2) 原材料・薬品の使用方法を工夫する。
また、これらの使用量の減量化を図る。
- (3) 廃液を回収し、処理業者へ処理を委託する。
回収方法も工夫する。



②処理施設による対策

発生源での対策だけでは排除基準に適合できない場合、下水道へ流す前に有害物質等を取り除くための排水処理施設を設置しなければなりません。

排水処理施設の設置を計画された場合は、計画内容について、できるだけ早く、下水道部計画課事業場排水指導担当(☎078-806-8916)まで、ご相談ください。

なお、特定事業場については特定施設構造等変更届出書、非特定事業場については除害施設設置等計画(変更)届出が必要となります(12,14ページ)。



発生源対策や排水処理施設等の運転に伴い発生する汚泥や自社処分できない重金属を含んだ廃液などは、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」により産業廃棄物に指定されており、事業者はこれらを適正に処理する義務があります。産業廃棄物に関する詳しいことは、神戸市環境局環境保全課までお問い合わせください。

3. 排水管理体制を確立してください

●排除基準を順守することは、一事業者としての社会的責任です。

●排水管理を行うには、従業員の意識向上を図り、事業場が一体となって取り組むことが必要です。知識の共有をはかり、汚水の発生源対策の徹底と排水処理施設の適切な管理に努めてください。

①排水の管理体制を確立する

(1) 排水管理部門だけでなく、製造部門やその他の部門も含め、連絡体制を整えてください。

(2) 排水処理施設の運転管理には万全の注意を払ってください。

1) 担当者・交代要員を決める。

2) 排水処理施設の運転日報を作成し、運転・管理に必要な事項を毎日記録する。

処理水量、原水・処理水の水質

水の処理に使用した薬品の使用量、在庫量、発注量
施設の稼働状況、校正、清掃、注油、部品交換等
発生した汚泥の量・処分の方法、その他必要な事柄

3) 処理水質が排除基準に適合しない場合には、
原因を究明し、速やかに適切な処置を講じ、
その後の監視を十分に行う。



②排水管理責任者を選任する（必要な事業場のみ）（神戸市下水道条例第14条の2）

排水の管理・処理技術の向上を図り、公共下水道を正しく使用していただくために、次の事業場においては排水管理責任者を選任し、市長に届け出る必要があります（届出については14ページ）。

(1) 排水処理施設を有する特定事業場

(2) (1) 以外で排水処理施設を有する事業場

(3) (1) 以外で日排水量が50m³以上であり、水質使用料徴収対象である特定事業場

(4) その他(1)～(3)に準ずる事業場（特に選任が必要と思われる事業場）

排水管理責任者は、① 公害防止管理者（水質関係1～4種）、② 公害防止主任管理者 または
③市が毎年開催する排水管理責任者資格認定講習の修了者 から選任しなければなりません。

なお、排水管理責任者がその業務を行うのに適していないと公共下水道管理者（市長）が認めたと
きは、排水管理責任者の変更を命じることがあります（神戸市下水道条例第14条の3）。

③事故時には応急措置を講じ、市に連絡を

日頃から、事故が発生しないよう取扱物質の性状確認・危険箇所等の点検を実施し、異常時に速やかに対応できるようにしてください。万一、公共下水道に薬品が流出したり、排水処理が不能になったりする場合には、ただちに応急措置をとると同時に、神戸市までご連絡ください。

なお、特定事業場から有害物質や油が公共下水道に排出する事故が発生した場合は、下水道法第12条の9に基づく届出が必要です。届出用紙は神戸市ホームページから印刷できます。

(神戸市トップページ▷くらし・手続き▷住まい・水道・下水道▷下水道▷排水規制▷工場・事業場への指導▷事故届出書)

届出の対象となる物質
27 ページ※3 に記載する物質
ダイオキシン類
油（原油，重油，潤滑油，軽油，灯油，揮発油，動植物油）

連絡先：(平日 8:45~17:30) 建設局下水道部計画課事業場排水指導担当
 ☎078-806-8916
 (上記以外の夜間・休日) 水道修繕受付センター
 ☎0120-976-194

<水質の測定について>

下水に排除する排水に関して特定事業場が行う測定の頻度について、神戸市では、次ページのよう
 に、測定項目ごとに頻度を定めています。

- (1) 下水の水質の検定に関する省令に定める方法で行ってください。
 自社測定ができない場合は分析機関に測定を委託してください。(20 ページ参考)
- (2) 工程から排出のおそれのある項目について、排水のある期間中は次ページの測定頻度で行ってください(特定事業場以外は定められた測定頻度を参考に行ってください)。
- (3) 試料は、公共下水道への排水口毎に公共下水道に流入する直前で採取してください。
 採取した試料は冷暗所に保管し、できるだけ速やかに測定を行ってください。
- (4) 測定結果については、記録・保存してください。特定事業場では、定められた様式(下水道法施行規則様式第13)により記録し、5年間保存しなければなりません。

水 質 測 定 記 録 表

測定年月日 及び時刻	測 定 場 所		特定施設の 使用状況	採 水 者	分 析 者	測 定 項 目				備 考
	名称	排水量(単位立方 メートル/日)								

備考 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
 2 ダイオキシン類についての測定の記録は、ダイオキシン類の量をその毒性に応じて下水の水質の検定方法等に関する省令第9条に規定するところにより2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-
 -パラ-ジオキシンの量に換算した数値で行うこと。

	測定頻度	項目
1	1か月につき2回以上	カドミウム及びその化合物 シアン化合物 有機燐化合物 鉛及びその化合物 六価クロム化合物 砒素及びその化合物 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 アルキル水銀化合物 ポリ塩化ビフェニル セレン及びその化合物 ほう素及びその化合物 ふつ素及びその化合物
2	1か月につき1回以上	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン 1,3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン 1,4-ジオキサン
3	(日排水量が平均30m ³ 以上) 1か月につき1回以上 (日排水量が平均30m ³ 未満) 2か月につき1回以上	フェノール類 銅及びその化合物 亜鉛及びその化合物 鉄及びその化合物(溶解性) マンガン及びその化合物(溶解性) クロム及びその化合物
4	(日排水量が平均50m ³ 以上) 1か月につき1回以上 (月排水量が平均500m ³ を超え、日排水量が平均50m ³ 未満) 2か月につき1回以上	生物化学的酸素要求量(BOD) 浮遊物質(SS) ノルマルヘキサン抽出物質
5	(日排水量が平均50m ³ 以上) 1か月につき1回以上	窒素含有量 燐含有量
6	(日排水量が平均50m ³ 以上) 1か月につき1回以上 (日排水量が平均50m ³ 未満) 2か月につき1回以上	水素イオン濃度(pH) 温度 沃素消費量
7	1年につき1回以上	ダイオキシン類

7 届 出

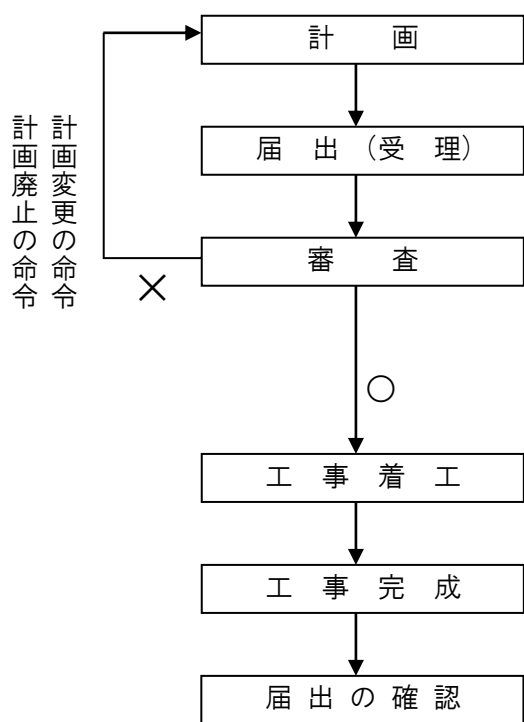
特定施設の設置や構造等の変更、排水処理施設の設置を計画された場合は、計画内容について、下水道部計画課事業場排水指導担当（☎078-806-8916）まで、事前にご相談ください。

届出用紙は神戸市のホームページから印刷することができます。

（神戸市トップページ▷くらし・手続き▷住まい・水道・下水道▷下水道▷排水規制▷水質規制に関する届出）

1. 特定施設の設置等に係る届出（下水道法第12条の3,4,7,8）

①事前（工事着工60日前までに）届出が必要なもの



⇒特定施設の設置・構造変更等をする場合は、排除基準を順守できるか十分に検討して計画してください。

⇒届出受理後60日間は審査期間であり、届出をした工事の着手はできません。審査において、排除基準を守ることのできない施設であると認められるときは、特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理方法について 計画の変更 もしくは 設置の計画の廃止 を命じることがあります。

⇒※初めて届出をするときは、公共下水道使用開始届も完成までに届出てください。

※施設の入替えによる届出の場合は、使用を廃止する施設の特定施設使用廃止届を使用廃止後30日以内に届出てください。

届出の種類	届出を要する場合	届出の期限	届出の内容
特定施設設置届出書	公共下水道を使用する者が特定施設を新しく設置しようとするとき	工事着工予定日の <u>60日前</u> まで	1.氏名又は名称,住所,法人にあってはその代表者の氏名 2.工場または事業場の名称,所在地 3.特定施設の種類 4.特定施設の構造 5.特定施設の使用方法
特定施設の構造等変更届出書	右記の届出内容のうち4~8について変更しようとするとき	工事着工予定日の <u>60日前</u> まで	6.特定施設から排出される汚水の処理方法 7.下水の量及び水質 8.用水及び排水の系統

②事後すみやかに（30日以内）届出が必要なもの

届出の種類	届出を要する場合	届出の期限	届出の内容
特定施設使用届出書	公共下水道を使用している 者で、既設の施設が新たに特 定施設に指定されたとき	特定施設に指定 された日から 30日以内	1.氏名又は名称,住所,法人にあっ てはその代表者の氏名 2.工場または事業場の名称,所在地 3.特定施設の種類 4.特定施設の構造 5.特定施設の使用方法 6.特定施設から排出される汚水の 処理方法 7.下水の量及び水質 8.用水及び排水の系統
	特定施設を設置している事 業場からの汚水の排除先が 公共下水道になったとき	公共下水道を 使用することとな った日から 30 日以内	
特定施設使用廃止届出書	特定施設の使用を廃止した とき	廃止した日から 30日以内	廃止の内容等
氏名変更等届出書	設置届・構造等変更届・使用 届の届出内容のうち 1,2 に ついて変更があったとき	変更した日から 30日以内	変更の内容等
承継届出書	設置届・構造等変更届・使用 届の届出をした者の地位を 承継したとき	承継した日から 30日以内	承継の内容等

2. 公共下水道使用開始（変更）届（下水道法第11条の2）

届出の種類	届出を要する者	届出の内容																				
公共下水道 使用開始(変更)届 (その1)	<p>(1) 日最大排水量が 50m³以上の者</p> <p>(2) 排水の水質が次の水質に該当する者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">該 当 水 質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水 素 イ オ ン 濃 度</td> <td>5.7 以下又は 8.7 以上</td> </tr> <tr> <td>生物化学的酸素要求量</td> <td>300 mg/L 以上</td> </tr> <tr> <td>浮 遊 物 質 量</td> <td>300 mg/L 以上</td> </tr> <tr> <td>動植物油脂類含有量</td> <td>30 mg/L を超える</td> </tr> <tr> <td>温 度</td> <td>40 ℃ 以上</td> </tr> <tr> <td>アンモニア性窒素、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素</td> <td>125 mg/L 以上</td> </tr> <tr> <td>窒 素 含 有 量</td> <td>150 mg/L 以上</td> </tr> <tr> <td>磷 含 有 量</td> <td>20 mg/L 以上</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 の 項 目</td> <td>4.5 ページの基準を 満足しない</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (1)(2)により届出をした者のうち、その水量・水質を変更する者</p>	項 目	該 当 水 質	水 素 イ オ ン 濃 度	5.7 以下又は 8.7 以上	生物化学的酸素要求量	300 mg/L 以上	浮 遊 物 質 量	300 mg/L 以上	動植物油脂類含有量	30 mg/L を超える	温 度	40 ℃ 以上	アンモニア性窒素、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	125 mg/L 以上	窒 素 含 有 量	150 mg/L 以上	磷 含 有 量	20 mg/L 以上	そ の 他 の 項 目	4.5 ページの基準を 満足しない	<p>1.汚水の量, 水質</p> <p>2.使用開始の時期</p> <p>3.排水処理施設を 要する場合はそ の概要</p>
項 目	該 当 水 質																					
水 素 イ オ ン 濃 度	5.7 以下又は 8.7 以上																					
生物化学的酸素要求量	300 mg/L 以上																					
浮 遊 物 質 量	300 mg/L 以上																					
動植物油脂類含有量	30 mg/L を超える																					
温 度	40 ℃ 以上																					
アンモニア性窒素、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	125 mg/L 以上																					
窒 素 含 有 量	150 mg/L 以上																					
磷 含 有 量	20 mg/L 以上																					
そ の 他 の 項 目	4.5 ページの基準を 満足しない																					
// (その2)	(1)~(3) 以外の特定施設の設置者	使用開始の時期																				

3. 排水処理施設の設置に関する届出 (神戸市下水道条例第 12 条,12 条の 2,3,4)

届出の種類	届出を要する場合	届出の期限	届出の内容
除害施設設置等 計画(変更)届	排水処理施設の設置等を計画 したとき	あらかじめ	1.氏名又は名称,住所,法人にあって はその代表者の氏名 2.工場または事業場の名称,所在地 3.排水処理の方法その他排水処理施 設の設置等に関し必要な事項
	右記の届出内容のうち 3 につ いて変更しようとするとき		
除害施設氏名等変更届	上記の届出内容のうち 1,2 に ついて変更があったとき	遅滞なく	変更の内容等
除害施設使用廃止届	排水処理施設の使用を廃止し たとき		廃止の内容等
除害施設承継届	上記の届出をした者の地位を 承継したとき	遅滞なく	承継の内容等

特定事業場は、特定施設の構造等変更届出書(12 ページ)により届出てください。

4. 排水管理責任者に関する届出 (神戸市下水道条例第 14 条の 2)

届出の種類	届出を要する場合	届出の内容
排水管理責任者 選任(変更)届	排水管理責任者を選任 または変更するとき	1.氏名又は名称,住所,法人にあってはその代表者の氏名 2.工場または事業場の名称,所在地 3.特定施設の種類 4.選任する排水管理責任者の氏名, 生年月日, 資格の種類

8 神戸市における事業場の監視

1. 事業場への立入検査

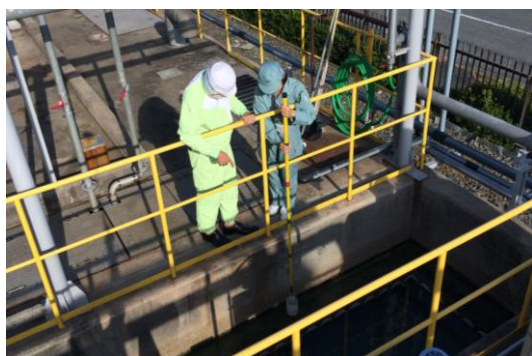
神戸市では、排水が排除基準に適合しているかの確認を目的として、排水処理状況や事業活動内容等の調査のために、随時立入検査を実施しています（下水道法第13条）。

立入検査では、事業者の立会いのもと、採水を実施します。また、操業内容・排水管理状況等について聞き取ることもあります。

立入検査を拒むと罰則が適用されます（下水道法第49条）。

2. 汚水幹線等での監視

事業場下流の汚水管及び処理場で、夜間・休日を含めた水質の連続監視も行っています。連続監視で水質異常が判明した場合は、上流の事業場の追跡調査を実施し、原因者の特定を行います。



立入検査（採水）



立入検査（操業内容等聞き取り）



汚水幹線での監視（自動採水器設置）



汚水幹線での監視（採水）

9 水質使用料制度

規制項目のうち、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）及び動植物油脂類含有量の3項目については下水処理場で処理することができます。

しかし、濃度が高くなれば、処理場での処理に要する費用が余分にかかることになります。

神戸市では、その余分にかかる費用を高濃度の下水を排除した事業場に負担していただく水質使用料制度を採用しています。

1. 徴収対象水量・水質の範囲

水質使用料を徴収する対象は、つぎの（1）、（2）の両方の要件に該当する事業場です。

- （1） 水量：1月あたりの汚水の排除量が 500m³ を超える
- （2） 水質：生物化学的酸素要求量（BOD）… 200 mg/L を超え、2,000 mg/L 以下
 浮遊物質（SS）… 200 mg/L を超え、2,000 mg/L 以下
 動植物油脂類含有量… 30 mg/L を超え、150 mg/L 以下

水質使用料対象となる水質

項目	水 質 (単位：mg/L)	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	200	2000
浮遊物質 (SS)	200	2000
動植物油脂類含有量	30	150

徴収し使用する料金を
徴収し使用する料金を
ま
下
排

せ
水
除

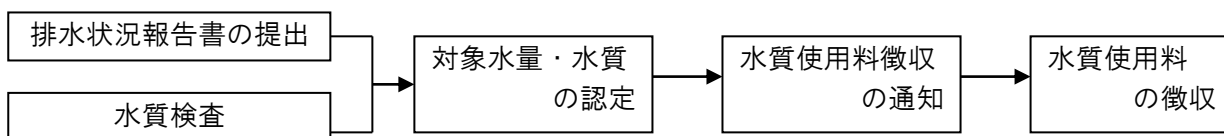
ん
を
基

排
除
値

を
超
過

す
る

2. 水量・水質の認定



操業工程の変更、排水処理施設の設置等の理由により水量・水質に変更が生じた場合には、認定した水量・水質の変更を行いますので、ご連絡ください。

3. 水質使用料の金額

まず、水質濃度(F)を次式により計算します(小数点以下は四捨五入)。

$$F=A+1.1\times B+2\times C$$

- A. BOD が 200mg/L を超える場合、その値から 200 を引いた値
- B. SS が 200mg/L を超える場合、その値から 200 を引いた値
- C. 動植物油脂類含有量が 30mg/L を超える場合、その値から 30 を引いた値

(計算例)

水質検査の結果、排除汚水の BOD = 500mg/L、SS = 150mg/L、動植物油脂含有量 = 50mg/L と認定された場合

$$A=500-200=300$$

$$B=0 \text{ (SS が 200mg/L を超えていない)}$$

$$C=50-30=20$$

$$\therefore F=300+(1.1\times 0)+(2\times 20)=340 \quad \text{となります。}$$

水質濃度(F)が 340 ですので、下記の表より水質使用料は 1m³あたり 70 円となります。

このように、水質濃度(F)に応じて、下表の単価に基づく水質使用料が下水道使用料(水量使用料)に加算※されます。

平成 18 年 9 月改定

水質濃度(F)	料金 (1 m ³ につき)
1 ~ 100	9 円
101 ~ 300	35 円
301 ~ 500	70 円
501 ~ 800	110 円
801 ~ 1,100	165 円
1,101 ~ 1,500	225 円
1,501 ~ 2,000	300 円
2,001 ~ 2,500	390 円
2,501 ~	510 円

(消費税は含んでいません)

(※加算例)

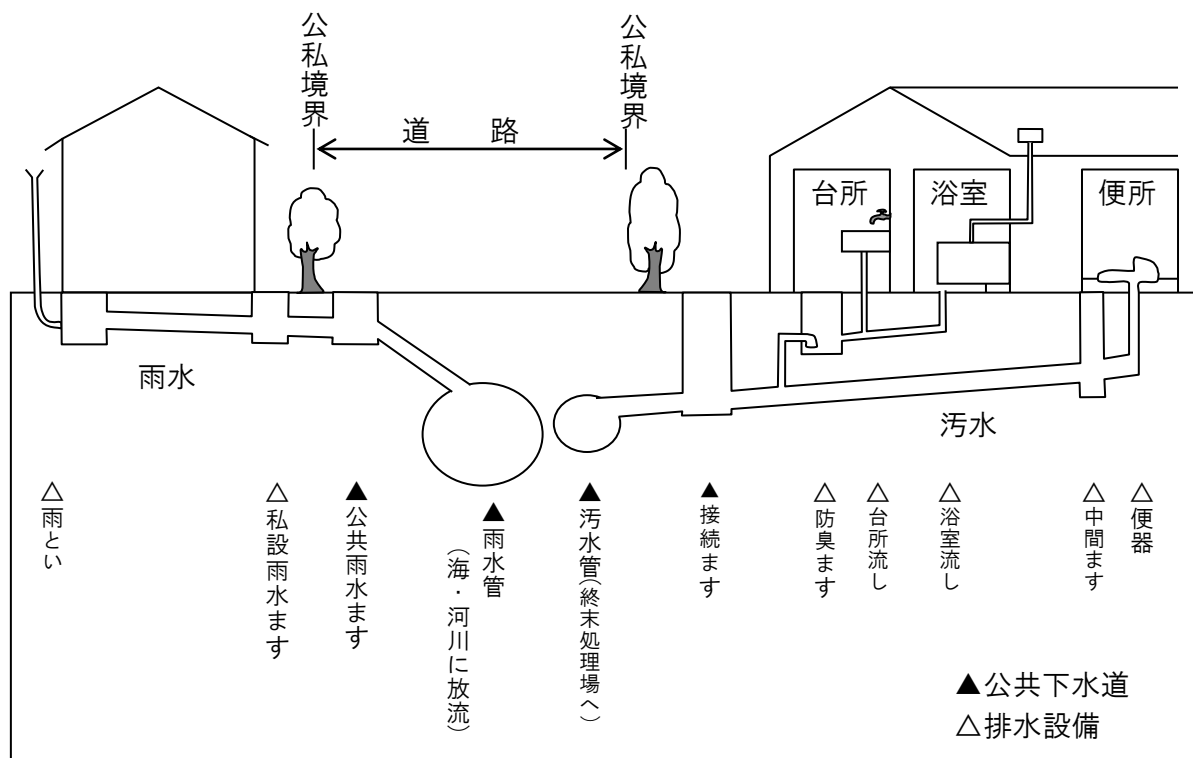
月 25 日操業で日排水量 100m³、うち 80%(80m³)が水質使用料対象 (F=340、70(円/m³)) の事業場の場合
 1 か月 (100m³×25 日=2,500 m³) の下水道使用料(水量使用料) : 585,390 円(税抜) に、
 水質使用料 : 70(円/m³)×80(m³)×25(日) = 140,000 円(税抜) が加算されます。

10 下水道の使用にあたって

1. 排水設備

神戸市では、雨水と汚水を別々に流す分流式を採用していますので、雨水と汚水を分離した排水設備を設置しなければなりません。排水設備を設置する場合は、14日前までに排水設備計画(変更)確認申請書を提出して確認を受けなければなりません。この申請は、神戸市建設局下水道部管路課排水設備担当(☎078-806-8799)で受け付けています。

排水設備と公共下水道(分流式)



なお、現在使用中の下水道の設備面のお問い合わせについては、所轄の水環境センターで受け付けています。

行政区	担当部署	☎電話番号
東灘・灘・中央	東水環境センター サービス係	078-451-0456
兵庫・長田・須磨	中央水環境センター サービス係	078-641-2711
北	中央水環境センター 北下水道係	078-581-6250
垂水・西	西水環境センター サービス係	078-752-1700

2. 下水道使用料

下水のうち、雨水排除に係る費用は、自然現象であり、市税等でまかっています。汚水の処理に要する費用は、使用者の負担となります。

下水使用料は、公共下水道を使いはじめた時から納めていただく必要があります。流した汚水の量(通常は使用した上水道の水量)に応じて計算し、2か月ごとに水道料金とあわせて納めていただきます。使用料に関しては、神戸市建設局下水道部経営管理課業務担当(☎078-806-8709)にお問い合わせください。

1 1 排水処理施設設置に対する融資制度等

1. 資金融資制度

中小企業者等が水質の改善対策等を講じたときには、環境保全等資金融資を利用できる場合がありますので、下記にお問い合わせください。

名称	対象	資金用途	問い合わせ先
地球環境保全 資金融資	中小企業者 協同組合等	・公害防止資金 ・環境保全資金 ・グリーンエネルギー資金 など	兵庫県農政環境部 環境創造局環境政策課 ☎078-341-7711(代)
環境・エネルギー 対策貸付	中小企業者	・特定の公害防止施設取得のための 設備資金 ・特定の非化石エネルギー設備資金 ・特定の省エネルギー設備資金 等	日本政策金融公庫 神戸支店 ☎078-362-5961

2. 税金の優遇措置

排水処理施設等の設置者には税制面での優遇措置がありますので、下記にお問い合わせください。

	措置内容	問い合わせ先
国 税	排水処理施設等の設置者には、当該資産について特別償却が認められる場合があります。	所 轄 の 税 務 署
地方税	排水処理施設等に対する固定資産税が、軽減されます。	神戸市行財政局 税務部固定資産税課 (償却資産担当) ☎078-647-9400

(参考) 分析機関

(神戸市内の環境計量証明部会会員 R4.4 現在)

	分析機関名	所在地	電話番号
1	甲 南 ケ ミ カ ル 株式会社	東灘区御影中町 8 丁目 1-12	078-811-4603
2	一般社団法人 日本油料検定協会 総合分析センター	東灘区御影塚町 1 丁目 2-15	078-841-4931
3	株式会社 コベルコ科研技術本部 化学分析センター 神戸分析室	灘区灘浜東町 2 番地	078-882-8058
4	一般財団法人 海上災害防止センター 西日本支所	灘区摩耶埠頭 1 番地 摩耶業務センタービル 5F	078-871-6755
5	サイエンスマイクロ株式会社	北区有野町唐櫃 3256-1	078-987-0170
6	一般財団法人 食品環境検査協会 神戸事業所	中央区港島 3 丁目 2-1	078-302-7771
7	一般社団法人 兵庫県水質保全センター	中央区港島南町 3 丁目 3-8	078-306-6036
8	株式会社 モレスコテクノ	中央区港島南町 5 丁目 5-3	078-303-9018
9	菱神テクニカ株式会社	兵庫区和田崎町 1 丁目 1-2	078-686-5870
10	公益財団法人 ひょうご環境創造協会	須磨区行平町 3 丁目 1-18	078-735-2737
11	株式会社 神鋼環境ソリューション	西区室谷 1 丁目 1-4	078-992-6517
12	アサヒブリテック株式会社	西区室谷 1 丁目 6-3	078-993-1305
13	中外テクノス株式会社 関西技術センター	西区井吹台東町 7 丁目 3-7	078-997-8000

(行政区順)

1 2 特定施設一覧

1. 水質汚濁防止法の規定によるもの

1	鉱業又は水洗炭業 (イ)選鉱施設 (ロ)選炭施設 (ハ)坑水中和沈でん施設 (ニ)掘削用の泥水分離施設
1-2	畜産農業又はサービス業 (イ)豚房施設 (豚房の総面積 50 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) (ロ)牛房施設 (牛房の総面積 200 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) (ハ)馬房施設 (馬房の総面積 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
2	畜産食料品製造業 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (洗びん施設を含む。) (ハ)湯煮施設
3	水産食料品製造業 (イ)水産動物原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)脱水施設 (ニ)ろ過施設 (ホ)湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)湯煮施設 (ニ)濃縮施設 (ホ)精製施設 (ヘ)ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設(流送施設を含む。)(ハ)ろ過施設 (ニ)分離施設 (ホ)精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (洗びん施設を含む。) (ハ)搾汁施設 (ニ)ろ過施設 (ホ)湯煮施設 (ヘ)蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)真空濃縮施設 (ホ)水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)分離施設
13	イースト製造業 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業 (イ)原料浸せき施設 (ロ)洗浄施設 (流送施設を含む。)(ハ)分離施設 (ニ)洗だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業 (イ)原料処理施設 (ロ)ろ過施設 (ハ)精製施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18-2	冷凍調理食品製造業 (イ)原料処理施設 (ロ)湯煮施設 (ハ)洗浄施設
18-3	たばこ製造業 (イ)水洗式脱臭施設 (ロ)洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業、加工業 (イ)まゆ湯煮施設 (ロ)副蚕処理施設 (ハ)原料浸せき施設 (ニ)精練機及び精練そう (ホ)シルケット機 (ヘ)漂白機及び漂白そう (ト)染色施設 (チ)薬液浸透施設 (リ)のり抜き施設

20	洗毛業 (イ)洗毛施設 (ロ)洗化炭施設
21	化学繊維製造業 (イ)湿式紡糸施設 (ロ)リントー又は未精練繊維の薬液処理施設 (ハ)原料回収施設
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21-4	パーティクルボード製造業 (イ)湿式バーカー (ロ)接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業 (イ)湿式バーカー (ロ)薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業 (イ)原料浸せき施設 (ロ)湿式バーカー (ハ)碎木機 (ニ)蒸解施設 (ホ)蒸解廃液濃縮施設 (ヘ)チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 (ト)漂白施設 (チ)抄紙施設 (抄造施設を含む。) (リ)セロハン製膜施設 (ヌ)湿式繊維板成型施設 (ル)廃ガス洗浄施設
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業 (イ)自動式フィルム現像洗浄施設 (ロ)自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業 (イ)ろ過施設 (ロ)分離施設 (ハ)水洗式破碎施設 (ニ)廃ガス洗浄施設 (ホ)湿式集じん施設
26	無機顔料製造業 (イ)洗浄施設 (ロ)ろ過施設 (ハ)カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 (ニ)群青製造施設のうち、水洗式分別施設 (ホ)廃ガス洗浄施設
27	26以外の無機化学工業製品製造業 (イ)ろ過施設 (ロ)遠心分離機 (ハ)硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 (ニ)活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 (ホ)無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 (ヘ)青酸製造施設のうち、反応施設 (ト)よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 (チ)海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 (リ)バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 (ヌ)廃ガス洗浄施設 (ル)湿式集じん施設
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業 (イ)湿式アセチレンガス発生施設 (ロ)酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 (ハ)ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 (ニ)アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 (ホ)塩化ビニルモノマー洗浄施設 (ヘ)クロロプレノンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業 (イ)ベンゼン類硫酸洗浄施設 (ロ)静置分離器 (ハ)タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業 (5・10・13 以外) (イ)原料処理施設 (ロ)蒸留施設 (ハ)遠心分離機 (ニ)ろ過施設
31	メタン誘導品製造業 (イ)メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 (ロ)ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 (ハ)フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業 (イ)ろ過施設 (ロ)顔料又は染色レーキ製造施設のうち、水洗施設 (ハ)遠心分離機 (ニ)廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業 (イ)縮合反応施設 (ロ)水洗施設 (ハ)遠心分離機 (ニ)静置分離器 (ホ)フッ素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 (ヘ)ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 (ト)中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 (チ)ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 (リ)廃ガス洗浄施設 (ヌ)湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業 (イ)ろ過施設 (ロ)脱水施設 (ハ)水洗施設 (ニ)ラテックス濃縮施設 (ホ)スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業

	(イ)蒸留施設 (ロ)分離施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業 (イ)廃酸分離施設 (ロ)廃ガス洗浄施設 (ハ)湿式集じん施設
37	石油化学工業(31・32・33・34・35・36・51 以外で石油又は石油副生ガス中の炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業) (イ)洗浄施設 (ロ)分離施設 (ハ)ろ過施設 (ニ)アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 (ホ)アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 (ヘ)アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 (ト)イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 (チ)エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 (リ)2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 (ヌ)シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 (ル)トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 (ヲ)ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 (ワ)プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 (カ)メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 (ヨ)メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 (タ)廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業 (イ)原料精製施設 (ロ)塩析施設
38-2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設 (1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)
39	硬化油製造業 (イ)脱酸施設 (ロ)脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業 (イ)洗浄施設 (ロ)抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業 (イ)原料処理施設 (ロ)石灰づけ施設 (ハ)洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業 (イ)原料処理施設 (ロ)脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	有機化学工業製品製造業 (28～45 以外) (イ)水洗施設 (ロ)ろ過施設 (ハ)ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 (ニ)廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業 (イ)動物原料処理施設 (ロ)ろ過施設 (ハ)分離施設 (ニ)混合施設 (水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質を含有するものを混合するものに限る。以下同じ。) (ホ)廃ガス洗浄施設 <27ページ※3参照>
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設 <27ページ※3参照>
51	石油精製業 (潤滑油再生業を含む。) (イ)脱塩施設 (ロ)原油常圧蒸留施設 (ハ)脱硫施設 (ニ)揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 (ホ)潤滑油洗浄施設
51-2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業 (防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51-3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設

52	皮革製造業 (イ)洗浄施設 (ロ)石灰づけ施設 (ハ)タンニンづけ施設 (ニ)クロム浴施設 (ホ)染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業 (イ)研磨洗浄施設 (ロ)廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業 (イ)抄造施設 (ロ)成型機 (ハ)水養生施設 (蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業 (イ)水洗式破碎施設 (ロ)水洗式分別施設 (ハ)酸処理施設 (ニ)脱水施設
59	碎石業 (イ)水洗式破碎施設 (ロ)水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業 (イ)タール及びガス液分離施設 (ロ)ガス冷却洗浄施設 (ハ)圧延施設 (ニ)焼入れ施設 (ホ)湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業 (イ)還元そう (ロ)電解施設 (溶融塩電解施設を除く。) (ハ)焼入れ施設 (ニ)水銀精製施設 (ホ)廃ガス洗浄施設 (ヘ)湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。） (イ)焼入れ施設 (ロ)電解式洗浄施設 (ハ)カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 (ニ)水銀精製施設 (ホ)廃ガス洗浄施設
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業 (イ)タール及びガス液分離施設 (ロ)ガス冷却洗浄施設 (脱硫化水素施設を含む。)
64-2	水道施設（水道法〈昭和32年法律第177号〉第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法〈昭和33年法律第84号〉第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） (イ)沈でん施設 (ロ)ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66-2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
66-3	旅館業（旅館業法〈昭和23年法律第138号〉第2条第1項に規定するもの〈住宅宿泊事業法〔平成29年法律第65号〕第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く）をいう。） <27ページ※1参照> (イ)ちゅう房施設 (ロ)洗濯施設 (ハ)入浴施設
66-4	共同調理場（学校給食法〈昭和29年法律第160号〉第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積〈以下単に「総床面積」という。〉が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66-5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66-6	飲食店（66-7・66-8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積420平方メー

	トル未満の事業場に係るものを除く。)
66-7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(66-8に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66-8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
67	洗濯業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68-2	病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの (イ)ちゅう房施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69-2	卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)(主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。)に設置される施設であって、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) (イ)卸売場 (ロ)仲卸売場
70	廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定するものをいう。)
70-2	自動車特定整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び71に掲げるものを除く。)
71	自動式車両洗浄施設
71-2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場 (イ)洗浄施設 (ロ)焼入れ施設 科学技術に関する研究等を行う事業場とは次に掲げるもの 1.国又は地方公共団体の試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く) 2.大学及びその附属試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く) 3.学術研究(人文科学のみに係るものを除く)又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(1・2に該当するものを除く) 4.農業・水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校・職員訓練施設又は職業訓練施設 5.保健所 6.検疫所 7.動物検疫所 8.植物防疫所 9.家畜保健衛生所 10.検査業に属する事業場 11.商品検査業に属する事業場 12.臨床検査業に属する事業場 13.犯罪鑑識施設
71-3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するものをいう)である焼却施設
71-4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう)〈27ページ※2参照〉 (イ)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条 1・3～6・8・11に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く)をいう。)が設置するもの (ロ)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条 12～13に掲げる施設
71-5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設

	(1~71-4に掲げるものを除く。)
71-6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設 (1~71-5に掲げるものを除く。)
72	し尿処理施設 (建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号) 第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。)
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水 (公共用水域に排出されるものを除く。) の処理施設 (72・73 に掲げるものを除く。)

2. ダイオキシン類対策特別措置法の規定によるもの

1	硫酸塩パルプ (クラフトパルプ) 又は亜硫酸パルプ (サルファイトパルプ) の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造 (塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。) の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造 (塩化ニトロシルを使用するものに限る。) の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)硫酸濃縮施設 (ロ)シクロヘキサン分離施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)水洗施設 (ロ)廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ) 乾燥施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)廃ガス洗浄施設
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジンドロ [3,2-b:3',2'-m] トリフェンジオキサジン (別名ジオキサジンバイオレット。 (ハ)において単に「ジオキサジンバイオレット」という。) の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 (ロ)ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 (ハ)ジオキサジンバイオレット洗浄施設 (ニ)熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの (イ)廃ガス洗浄施設 (ロ)湿式集じん施設
13	亜鉛の回収 (製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。) の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)精製施設 (ロ)廃ガス洗浄施設 (ハ)湿式集じん施設
14	担体付き触媒 (使用済みのものに限る。) からの金属の回収 (ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法 (焙焼炉で処理しないものに限る。)) によるものを除く。) の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)精製施設 (ハ) 廃ガス洗浄施設
15	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第 1 (第 1 条関係) 第 5 号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの (イ)廃ガス洗浄施設 (ロ)湿式集じん施設
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条 12 の 2 及び 13 に掲げる施設 <27 ページ※2 参照>
17	フロン類 (特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令 (平成 6 年政令第 308 号) 別表 1 の 1 の項、3 の項及び 6 の項に掲げる特定物質をいう。) の破壊 (プラズマを用いて破壊する方法、廃棄物混

	焼法、液中燃焼法、過熱蒸気反応法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)プラズマ反応施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設 (ハ)湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設 (1~17 及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)
19	1~17 に掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水 (1~17 までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設 (前号に掲げるものを除く。)

※1 下水道法上の取り扱い (下水道法施行令第 9 条の 2)

66-3 号は、特定施設の設置等の届出、及び、排除の制限に関して、規制対象外となります。

ただし、温泉を利用する場合には、規制対象となります。

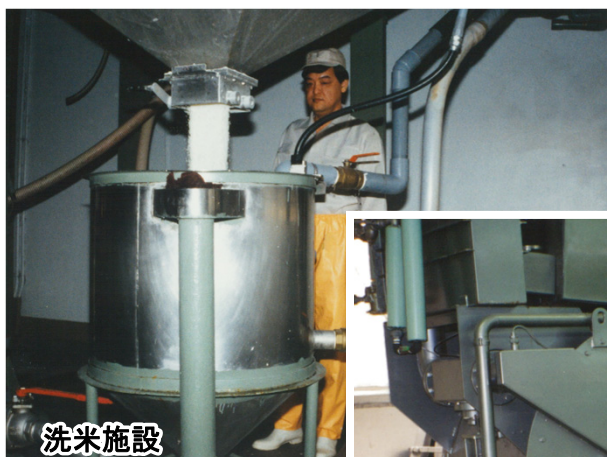
※2 参照 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条)

1	汚泥の脱水施設であって、1 日当たりの処理能力が 10 立方メートルを超えるもの
3	汚泥 (ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの (イ)1 日当たりの処理能力が 5 立方メートルを超えるもの (ロ)1 時間あたりの処理能力が 200 キログラム以上のもの (ハ)火格子面積が 2 平方メートル以上のもの
4	廃油の油水分離施設であって、1 日当たりの処理能力が 10 立方メートルを超えるもの (海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号の廃油処理施設を除く。)
5	廃油 (廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。)の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの (海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号の廃油処理施設を除く。) (イ)1 日当たりの処理能力が 1 立方メートルを超えるもの (ロ)1 時間あたりの処理能力が 200 キログラム以上のもの (ハ)火格子面積が 2 平方メートル以上のもの
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設であって、1 日当たりの処理能力が 50 立方メートルを超えるもの
8	廃プラスチック類 (ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの (イ)1 日当たりの処理能力が 100 キログラムを超えるもの (ロ)火格子面積が 2 平方メートル以上のもの
11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設
12	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設
12-2	廃ポリ塩化ビフェニル等 (ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。)又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設
13	ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設

※3 参照 (水質汚濁防止法施行令第 2 条各号に掲げる物質)

1	カドミウム及びその化合物	15	1,2-ジクロロエチレン
2	シアン化合物	16	1,1,1-トリクロロエタン
3	有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	17	1,1,2-トリクロロエタン
4	鉛及びその化合物	18	1,3-ジクロロプロペン
5	六価クロム化合物	19	チウラム
6	砒素及びその化合物	20	シマジン
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	21	チオベンカルブ
8	ポリ塩化ビフェニル	22	ベンゼン
9	トリクロロエチレン	23	セレン及びその化合物
10	テトラクロロエチレン	24	ほう素及びその化合物
11	ジクロロメタン	25	ふつ素及びその化合物
12	四塩化炭素	26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
13	1,2-ジクロロエタン	27	塩化ビニルモノマー
14	1,1-ジクロロエチレン	28	1,4-ジオキサン

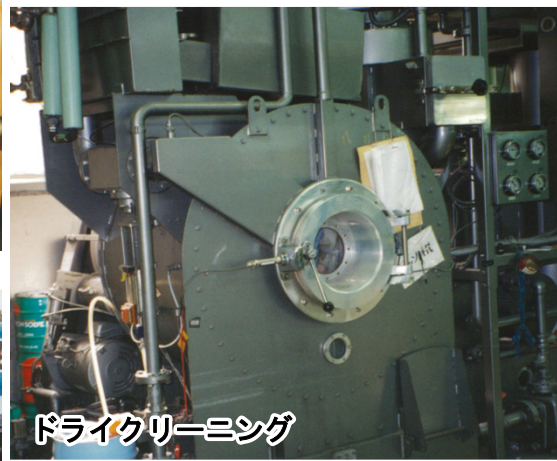
特定施設の例



洗米施設



試験研究機関



ドライクリーニング



自動車洗車施設



酸洗浄施設

〔お問い合わせ・届出先〕

特定施設、排水処理施設等の設置、その他の事業場排水に関することからについては
下記にお問い合わせください。

神戸市建設局 下水道部 計画課 事業場排水指導担当

〒651-0084

神戸市中央区磯辺通3-1-7 コンコルディア神戸3F

tel. 078-806-8916(直通)

fax. 078-806-8923

神戸の事業場排水

検索

HPアドレス



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

KOBE 
UNESCO City of Design